

ときがわ町既存ブロック塀等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、安全なまちづくりを推進するため、地震による倒壊の恐れがある沿道の既存ブロック塀等について、撤去工事を行う者に対し、予算の範囲内においてときがわ町既存ブロック塀等補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の補助金の交付に関しては、ときがわ町補助金等の交付手続等に関する規則（平成18年規則第43号）に定めるもののほか、この告示に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

(1) 道路 建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項又は第2項に規定する道路をいう。

(2) 通学路等 道路のうち、ときがわ町が指定する通学路並びにときがわ町地域防災計画に定める避難路をいう。

(3) 既存ブロック塀等 道路に沿って設けられているコンクリートブロック造若しくは組積造の塀若しくは門柱又は万年塀（鉄筋コンクリート組立塀をいう。以下同じ。）で道路と接する部分からの高さ（擁壁の上に設けられている場合は、当該擁壁の高さを含む。）が0.8メートル以上のものをいう。

(4) チェックポイント 「建築物の既設の塀の安全点検について」（平成30年6月21日付国住指発第1130号国土交通省住宅局建築指導課長通知）に定める既存ブロック塀等の安全点検のためのチェックポイントをいう。

(5) 調査診断 チェックポイントにより既存ブロック塀等の安全性を点検することをいう。

(6) 撤去工事 調査診断により危険性が確認された既存ブロック塀等の全部又は一部を撤去することをいう。

(7) 町内業者 町内に本店又は営業所を有する法人又は個人をいう。

(対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、既存ブロック塀等を所有する者（以下「所有者」という。）とする。

2 前項の規定にかかわらず、町税を滞納している者及び宅地建物取引業者（宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第2条第1項に規定する宅地建物取

引業者をいう。)は対象者としなない。

(交付要件)

第4条 補助金の交付の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 撤去工事を施工する者が町内業者であること。
- (2) 撤去工事を行う既存ブロック塀等が道路内に設けられている場合は、全部の撤去工事を行うこと。
- (3) 一部の撤去工事を行う場合は、当該撤去工事後の塀の高さが0.8メートル以下であること。
- (4) 既存ブロック塀等の所有者が複数の場合は、申請者以外の全ての所有者が撤去工事等の実施を承諾していること。
- (5) 第6条の規定による申請を行う日と撤去工事等の完了予定日が同一の年度(以下「申請年度」という。)に属するものであること。
- (6) 撤去工事が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)第2条第2項に規定する公共工事によるものでないこと。
- (7) 撤去工事に係る契約が、当該撤去工事に係る補助金の交付の決定のあった日以後に締結されていること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額は、撤去工事に要した費用の額に3分の2を乗じて得た額、既存ブロック塀等の面積1平方メートルあたり5,000円として積算した額又は200,000円のいずれか少ない額

2 補助金の交付は、一の対象土地につき1回限りとする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、ときがわ町既存ブロック塀等補助金交付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 付近見取図
- (2) 納税証明書、土地登記簿の謄本その他既存ブロック塀等の全ての所有者を確認できる書類
- (3) 既存ブロック塀等の所有者が複数の場合は、申請者以外の全ての所有者が撤去工事の実施を承諾していることを証する書類
- (4) 補助金の交付の対象となる既存ブロック塀等の写真
- (5) 撤去工事の内容を示す書類
- (6) 撤去工事の費用の見積書の写し
- (7) チェックポイントの確認書類

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容の審査及び現地調査を行い、補助金の交付の可否を決定したときは、ときがわ町既存ブロック塀等補助金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(中止の届出)

第8条 前条の規定により、補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、撤去工事を中止したときは、速やかに、その旨をときがわ町既存ブロック塀等補助金対象撤去工事中止届出書（様式第3号）により町長に届け出なければならない。

(完了報告及び補助金の請求)

第9条 交付決定者は、撤去工事が完了したときは、速やかにときがわ町既存ブロック塀等補助金対象撤去工事完了報告書兼補助金請求書（様式第4号）に次に掲げる書類を添えて、町長に補助金を請求しなければならない。

(1) 撤去工事の契約書の写し

(2) 撤去工事の費用の領収書（費用の内訳が明らかなもの）の写し

(3) 撤去工事の内容を示す工事状況写真

(4) 全各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第10条 町長は、前条の規定による請求を受けたときは、その内容の審査及び現地検査を行い、撤去工事が適正に完了したと認めるときは、補助金の額を確定し、ときがわ町既存ブロック塀等補助金確定通知書（様式第5号）により当該請求をした者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。

(遵守事項)

第11条 補助金の交付を受けた者は、当該補助金に係る撤去工事により取得し、又は効用の増加した財産を常に良好な状態に維持するよう管理しなければならない。

2 補助金の交付を受けた者は、前項の財産を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(交付決定の取消し等)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 第8条の規定による中止の届出をしたとき。

- (2) 申請年度内に撤去工事が完了しないとき。
 - (3) 不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (4) この告示に違反したとき。
- 2 補助金の交付を受けた者は、前項第3号又は第4号に該当することになったときは、補助金の全部又は一部を返還しなければならない。
- (その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。
- 3 この告示の失効前に町長が補助金の交付の申請を受けた事案については、この告示の規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。